

## 7-1 任意の構造計算適合性判定の対象となる建築物

任意の構造計算適合性判定の対象となる建築物は以下の通りです。

- ・密集市街地整備法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）
- ・バリアフリー法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）
- ・長期優良住宅法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）
- ・低炭素法（エコまち法）の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）
- ・技術的助言等において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分等（仮設建築物、仮使用の承認を受ける建築物など）
- ・その他